

第6章

重点施策

第6章

重点施策



1 若年者・働き盛り世代の自殺対策の強化

(1) SOSの出し方に関する教育の推進

将来を担うかけがえのない子どもの命を守るため、児童生徒に対し、現在起きている危機的状況や、社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進するとともに、子どもがSOSを出しやすい環境づくりを図ります。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	SOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒に対し、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合への対処方法や、悩みを抱えたときに自ら助けを求められることができるSOSの出し方に関する教育を推進します。	健康政策課 学校教育課
2	保護者・地域支援者等に向けたSOSの出し方に関する教育の情報発信	保護者や子どもと関わる地域支援者に対し、子どものSOSの受け手となることができるよう、SOSの出し方に関する教育の取組についての情報発信を行います。	健康政策課



【SOSの出し方講座（令和5年7月 富士川第一中学校）】

(2) ニートやひきこもり等の若者支援

生きづらさを抱える若者やその家族に対し、寄り添う支援を行いながら、孤立を防ぐ居場所づくりやその支援に携わる人材の養成を行います。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	若者相談窓口「ココ☆カラ」における相談支援	ニートやひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を抱える若者や、その家族の相談・支援を行います。	社会教育課 (青少年相談センター)
2	悩みや困難を抱える子ども・若者の家族に対する支援の充実	情報交換を行い、悩みを共有することにより、前向きな気持ちで家族に向き合うために、困難を抱える若者をもつ家族の会を開催します。	社会教育課 (青少年相談センター)
3	コミュニケーションが苦手な若者を対象にした居場所づくり	若者相談窓口「ココ☆カラ」及び教育プラザの施設を居場所として活用し、パソコン・手芸・スポーツ・調理・農作業等を通して、コミュニケーション活動の場や、自己肯定感を育む機会を提供していきます。	社会教育課 (青少年相談センター)
4	新規 ひきこもりに関する支援	ひきこもり状態にある方やその家族からの相談に応じるとともに、希望に応じて家庭訪問（アウトリーチ）及び、居場所支援、就労支援等を行うことにより、社会参加に向けた支援を行います。	生活支援課
5	若者サポーターの養成	若者と話をしたり、悩みを聞いたり、仕事探しの手伝いをするなど、若者を後押ししてくださるボランティアのサポーターを養成する講座を開催します。	社会教育課 (青少年相談センター)
6	合同相談会の開催	ニートやひきこもり、不登校などで悩みを抱えている若者やその家族を支援するフリースクール、サポート校、定時制・通信制高校、就労支援団体などが一同に会する合同相談会を開催します。	社会教育課 (青少年相談センター)

(3) 産後うつを含む母子支援対策の推進

産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行います。また、産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者などに対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整えます。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	産婦健康診査による心身の健康状態のチェック	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、病院、診療所及び助産所に委託して、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費助成により実施します。	こども家庭課
2	産後ケア事業	産後のうつ予防や支援者のいない産婦の負担を軽減するため、生後1歳になる前日までの乳児と母を産婦人科医院等に宿泊させ、母親の心身のケア、保健指導及び育児指導等を実施します。	こども家庭課
3	保健師等による養育支援	乳幼児の養育について、支援が特に必要と思われる家庭に対し、安定した乳幼児の養育が可能になるよう、保健師等による訪問などによる支援を行います。	地域保健課
4	妊産婦および母子支援ネットワークの推進	医療機関と行政関係者が連携して、特定妊婦等、気になる妊産婦や母子の早期発見・早期介入を行い、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目のない支援体制を推進します。	こども家庭課



(4) 事業所へのこころの健康づくり支援

職域において、企業や各種団体との連携などにより、ストレスに対する適切な対処方法や精神疾患についてなど、こころの健康に関する知識について広く普及を図ります。

■ 主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	事業所へのこころの健康づくりに関する啓発支援	包括連携協定を締結する企業や、市内経済団体などとのパートナーシップにより、事業所の社員やその家族に対するこころの健康づくりに関する啓発支援に取り組みます。	健康政策課 地域保健課
2	新規 事業所の健康相談におけるこころの健康づくりに関する啓発支援	富土地域産業保健センターが実施する健康相談の際に、こころの健康づくりに関する啓発チラシ等を配布し、働き盛りの事業所の従業員に対してこころの健康づくりの支援を行います。	健康政策課 地域保健課
3	ふじ職域健康リーダー設置事業所へのこころの健康づくりに関する支援	ふじ職域健康リーダー設置事業所等に対して、郵送や訪問等によりこころの健康づくりに関するリーフレットやポスター等を配布し情報提供を行います。また、出張健康講座や啓発用物品の貸し出し等により事業所全体のこころの健康づくりに関する支援を行います。	地域保健課
4	職場環境やくらしの改善等を目的とした研修の実施	全国労働衛生週間にちなみ、職場環境やくらしの改善等を目的として、主に勤労者を対象とした講座を開催します。	商業労政課

2 高齢者の自殺対策の推進

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々な事業が縮小されたり実施が見送られたりしました。また、高齢者が感染症への罹患を恐れ、外出を控える傾向が高まりました。

これにより、高齢者世代においては、閉じこもりによる孤立や、フレイル（虚弱化）といった課題が表面化したことから、高齢者のこころの健康づくりや支援体制の充実を推進します。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	高齢者対象のこころの健康づくり啓発	高齢者が集う場を活用し、高齢者のうつ予防やこころの健康づくりに関する啓発を行います。	高齢者支援課 地域保健課 健康政策課
2	総合相談の充実	高齢者やその家族等の生活上や身体的な困り事等に対して、解決に向けた取組に結びつくよう、総合相談の充実を図ります。	高齢者支援課
3	高齢者を支える人材への教育	自殺の危険性が高い人を早期に発見し、早期に対応が図られるよう、悩んでいる人のサインに気づき、適切な対応を取ることができる、こころのゲートキーパーの養成研修を、自殺率の高い高齢者に深く関わる事業所職員や介護支援専門員等に対し重点的に実施します。	健康政策課 高齢者支援課
4	生活支援体制整備の推進	高齢者が安心して暮らすためには、介護保険等の制度では賅うことができないため、生活支援の整備が必要です。このため、介護職や医療職といった専門職の枠にとらわれず、地域の人や元気な高齢者、ボランティア団体など、多様な担い手の力を引き出し、多様なサービスの充実や地域の支えあい体制づくりを推進していきます。	高齢者支援課

3 生活困窮者への支援の充実

生活困窮に陥る事由は、疾病や不況など様々です。また、全国的にコロナ禍の影響や、物価高、人手不足等による倒産件数の増加などの影響が続いています。

このことから、生活困窮者自立支援事業を柱に、生活困窮者への支援の充実を図ります。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	利用者に寄り添った相談支援の実施 (生活困窮者自立支援事業)	しごとや生活に困っている方に対し一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が寄添いながら、関係機関及び団体等と連携して、生活の自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	社会資源を活用した支援ネットワークの構築 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の適正かつ円滑な実施並びに関係機関及び団体等の連携を強化するために設置された会議を運営します。	生活支援課
3	利用者の社会的自立のための就労支援強化 (生活困窮者自立支援事業)	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対して、支援プランに基づき、本人の状況に応じて段階的かつ一貫した支援を、自立支援訓練(セミナー等)を通して就職活動が行なえる状態になるまで行います。	生活支援課
4	多重債務問題連絡会の開催	日々の業務の中で多重債務を抱えた人に対応する機会がある職場を対象に庁内連絡会を開催し、債務整理の実務についての講座や新しい制度についての情報提供を行い、多重債務者を相談機関につなげるよう相互連携を図ります。また、地域包括支援センター等庁外機関にも参加を依頼し情報交換を行います。	市民安全課

4 普及啓発活動の推進

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、しばらくの間、自殺対策に関する取組を計画どおりに実施することができませんでした。

それに加え、あらゆる事業や催し物などが中止や縮小に追い込まれたことで、自殺対策に関する周知を行う機会も喪失しました。これらの影響により、本市では自殺対策に関する市民の認知度が下がってしまいました。

国や県、本市では、多種多様な生きるを支える取組を実施していることから、それらの情報を必要としている人に適切に届くように、また、市民一人ひとりの気づきと互いに認め支えあう意識の醸成を図るために、普及啓発活動を更に加速させ、市民の認知度向上を目指します。

■主な取組事業

	取組事業	内 容	担当課
1	新規 悩み事相談窓口の周知	自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤独、孤立など、様々な社会要因があることが知られています。このため、悩み事の相談窓口の一覧を載せたパンフレットを作成し、市民に周知を図ります。	健康政策課
2	新規 新たな睡眠キャンペーンによる啓発の推進	自殺のハイリスク疾患であるうつ病を早期に発見し治療に結びつけるために、うつ病の身体症状である不眠に着目した睡眠キャンペーンの見直しを行い、新たな睡眠キャンペーンによる市民の気づきを促す啓発活動を推進します。	健康政策課 地域保健課
3	新規 紹介システムの周知の更なる強化	かかりつけ医等がうつ病の可能性が高い人を専門医につなげる紹介システムについて、医師会と連携し各種講座や啓発媒体等を用いて広く周知していきます。	健康政策課
4	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）を中心とした普及啓発	自殺に関する正しい知識や自殺対策を周知するため、自殺予防週間（9/10～16）や自殺対策強化月間（3/1～3/31）を中心に、パネル展示、広報紙やマスメディア、インターネット等を活用した啓発活動を行います。	健康政策課

5 支援ネットワークの強化

学校や職域など、市民の生活の場において、自殺防止の役割を担うゲートキーパーの養成や、障害や高齢であっても一人ひとりが住み慣れた地域での暮らしを続けることを支援するための事業を、企業や団体等とのパートナーシップにより推進します。

■主な取組事業

	取組事業	内容	担当課
1	自殺対策全庁研修会の開催	ゲートキーパーの役割が求められる市職員や関係機関団体職員等に対し、自殺の実情や背景となる様々な諸問題とその対策・課題等に関する研修を実施し、支援が必要な市民に適切な行動がとれるよう知識の普及を図ります。	健康政策課
2	自殺未遂者支援体制の構築	救急病院に搬送された自殺未遂者が必要に応じて適切な精神科医療や相談支援を受けることができるよう、関係機関との連携体制を構築します。	健康政策課 中央病院地域医療連携センター 障害福祉課 消防本部警防課
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。	障害福祉課

